

三重県共通使用封筒掲載広告募集について

1 概要

三重県（以下「県」という。）は、財源確保のため、県が通常使用する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告を下記のとおり募集します。

封筒は、本庁及び地域機関で幅広く使用することから、目に触れる機会も多く、広告媒体として優れたものといえます。

2 広告媒体の仕様等

- | | |
|------------|---|
| (1) 媒体 | 封筒（長形 3 号、角形 2 号） |
| (2) 広告掲載場所 | 封筒裏面（5 cm×10 cm×3 枠（3 社分）） |
| (3) 広告予定枚数 | 77, 400 枚 |
| (4) 広告掲載期間 | 1 年間（令和 6 年 9 月 24 日～令和 7 年 9 月 23 日（予定）） |
| (5) 封筒使用先 | 県民、企業、官公庁等 |
| (6) 使用できる色 | 1 色（緑） |

3 広告の掲載期間

- (1) 広告を掲載する期間は、広告掲載封筒の使用開始日から 1 年間とする。
- (2) 県は、(1) に定める期間内であっても、広告募集の際に示した広告掲載封筒印刷枚数を使い切った場合は、広告掲載封筒以外の封筒を使用する。
- (3) (1) に定める期間を経過した後、広告掲載封筒が残っている場合でも期間の延長はしない。
- (4) 県は、(1) に定める期間を経過した後も、残っている広告掲載封筒を使用することができるものとする。
- (5) 使用済みの広告掲載封筒については、(1) に定める期間に関わらず、県庁及び地域機関等の間での連絡用封筒として使用することができるものとする。

4 広告主の資格

広告の申込みを希望する者は、次のいずれにも該当しない企業・団体等とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 消費者金融にかかるもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 県から落札資格停止等の措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (7) 消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者
- (8) 広告を掲載する業種又は業者として妥当でないと県が認めるもの

5 広告の申込み

広告掲載を希望する企業等は、三重県共通使用封筒広告掲載申込書兼誓約書（様式第1号）に下記の書類を添付して、令和6年5月31日（金）から6月14日（金）までに三重県総務部財政課へ提出するものとします。なお、郵送により申し込まれる場合は締切日必着とします。

- （１） 企業等の事業内容のわかる書類
- （２） 広告のイメージがわかるもの

6 広告の掲載順

広告の掲載順は、申込み順とします。

7 広告主の選定

次の（１）及び（２）により審査し、広告主を決定します。

ただし、枠数（3枠）を超えて申込みがあった場合において、審査の結果、順位の優劣を判断することができないときは、くじにより決定します。

- （１） 公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。
- （２） 県内に事業所等を有するもの。

8 広告の内容

掲載する広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとします。

- （１） 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- （２） 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- （３） 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- （４） 政治性のあるもの
- （５） 宗教性のあるもの
- （６） 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- （７） 個人の氏名広告
- （８） 当該広告事業の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- （９） 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- （10） 社会的批判を招くおそれのあるもの
- （11） 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- （12） 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- （13） 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- （14） 第三者を誹謗し、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- （15） 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと県が認めるもの

9 表示の義務

広告には広告の責任の所在を明瞭に表示しなければなりません。

10 広告の掲載料

- (1) 広告掲載価格（印刷費を含む）は1枠あたり 178,020円（消費税及び地方消費税を含む）とします。
- (2) 広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担とします。
- (3) 3（1）に定める期間を経過した後、広告掲載封筒が残っている場合でも、広告の掲載料は返還しません。
- (4) 県の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告の掲載料は返還しません。
- (5) (4)の規定により返還する広告の掲載料には、利子は付しません。

11 契約保証金

広告主は、広告掲載料の百分の十以上の額を契約保証金として県に納付してください。

契約保証金は、広告掲載封筒を使い切った場合又は広告期間が終了した場合広告主に返還します。ただし、広告掲載の取消又は取り下げがあった場合は返還しません。

12 広告原稿内容の提出及び承認

広告主は、県が別に定める日までに、県に広告の原稿を提出してください。

広告の内容が封筒にふさわしくないと県が判断した場合は、内容を変更しなければなりません。なお、変更のお願いに従っていただけないときは、広告をお断りする場合があります。

(問い合わせ先)

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県総務部財政課企画・債権管理班

担 当 大矢

電 話 059-224-2119

FAX 059-224-2125